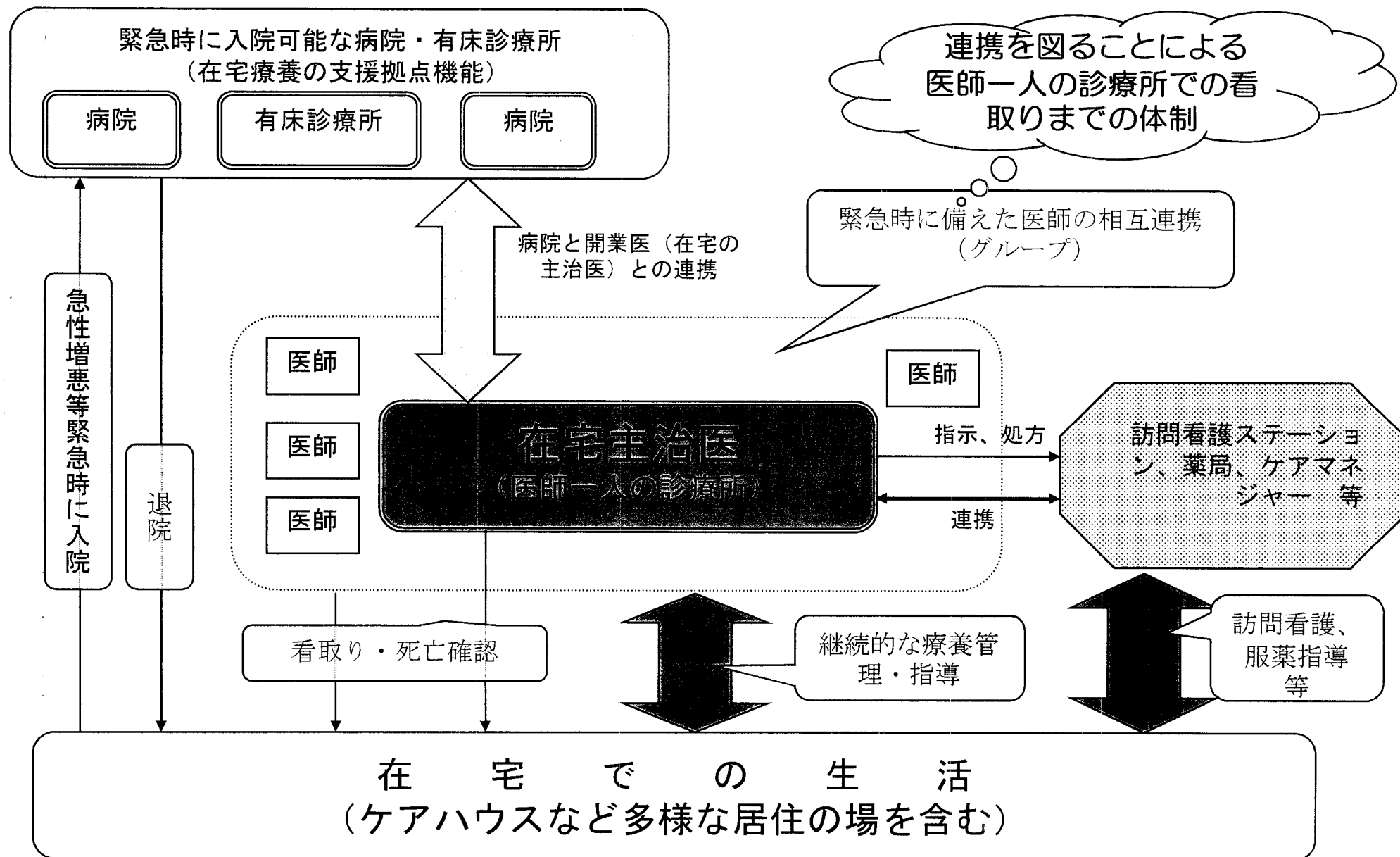


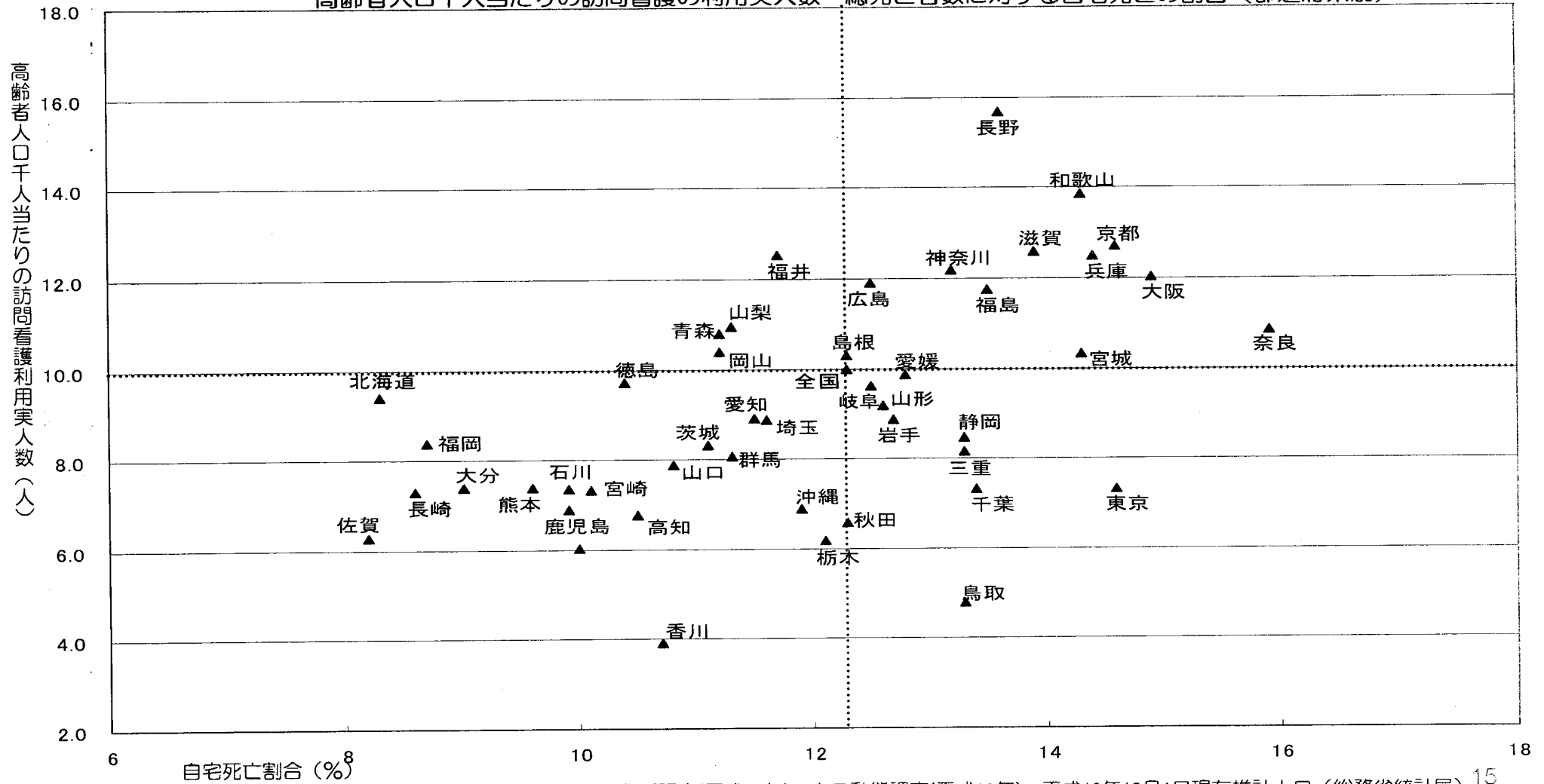
在宅医療（終末期ケアを含む）の連携のイメージ



訪問看護の利用人数と自宅死亡の割合

- 都道府県別にみた高齢者人口千人当たりの訪問看護利用者数には約4倍の開きがある（最多は長野県、最小は香川県）。
- 高齢者の訪問看護利用が高い都道府県では、在宅で死亡する者の割合が高い傾向にある。

高齢者人口千人当たりの訪問看護の利用実人数・総死亡者数に対する自宅死亡の割合（都道府県別）

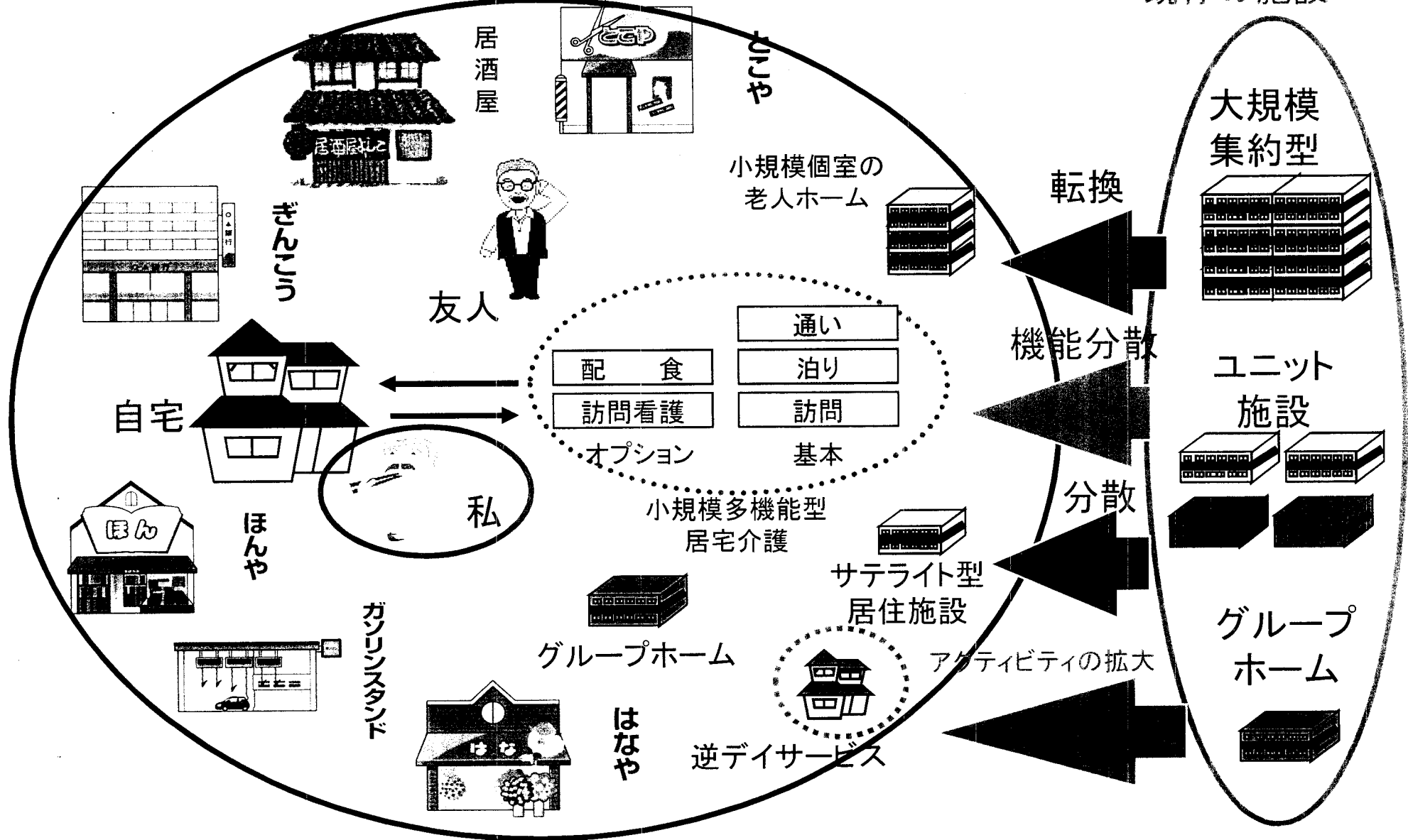


【出典】介護サービス施設・事業所調査(平成19年)、人口動態調査(平成19年)、平成19年10月1日現在推計人口(総務省統計局) 15

多機能サービスを提供する地域の拠点整備例（長岡市こぶし園）（1）

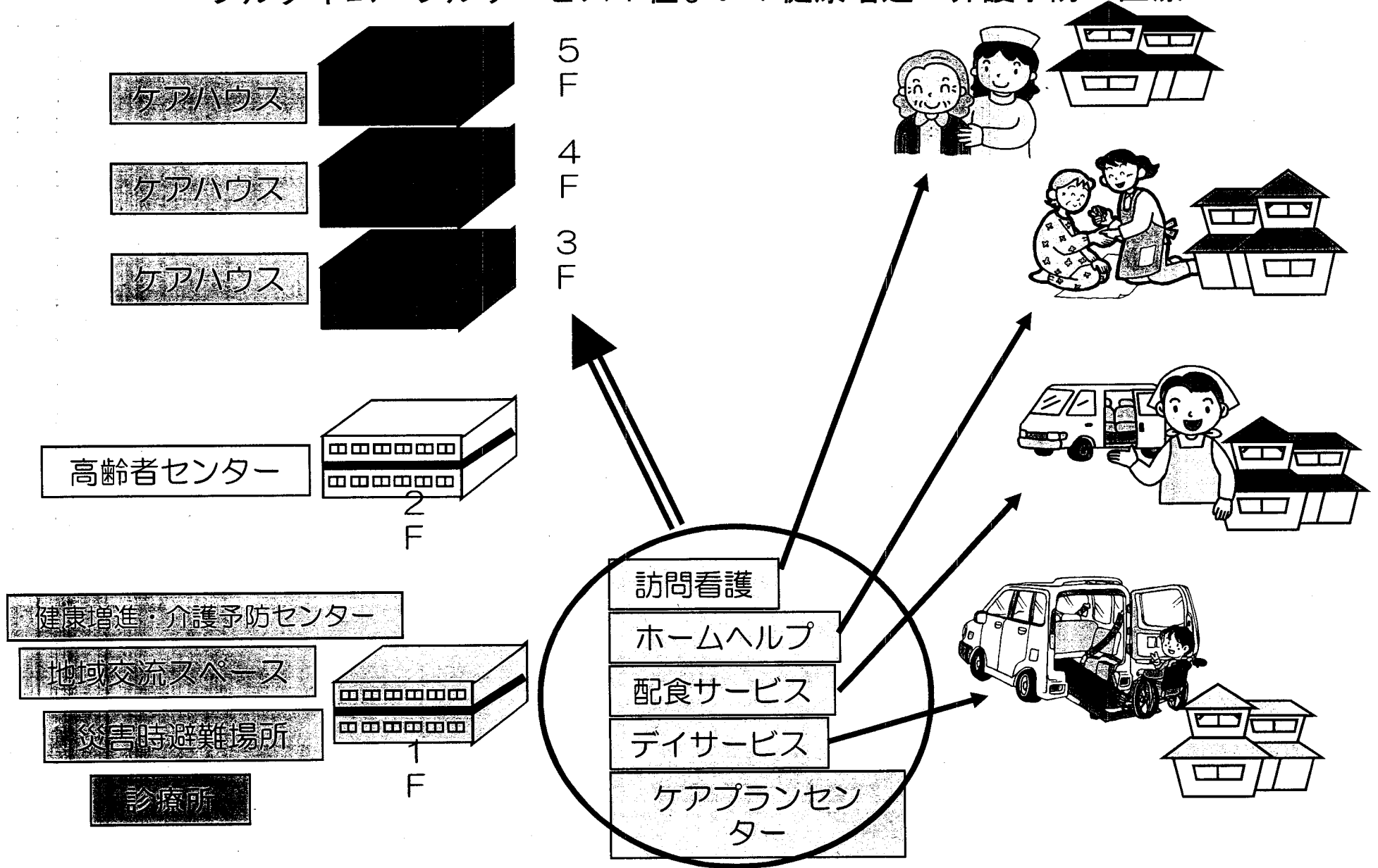
私の築いてきた人生は地域内にある
他者との関係の中で生きている

地域の外にある
既存の施設

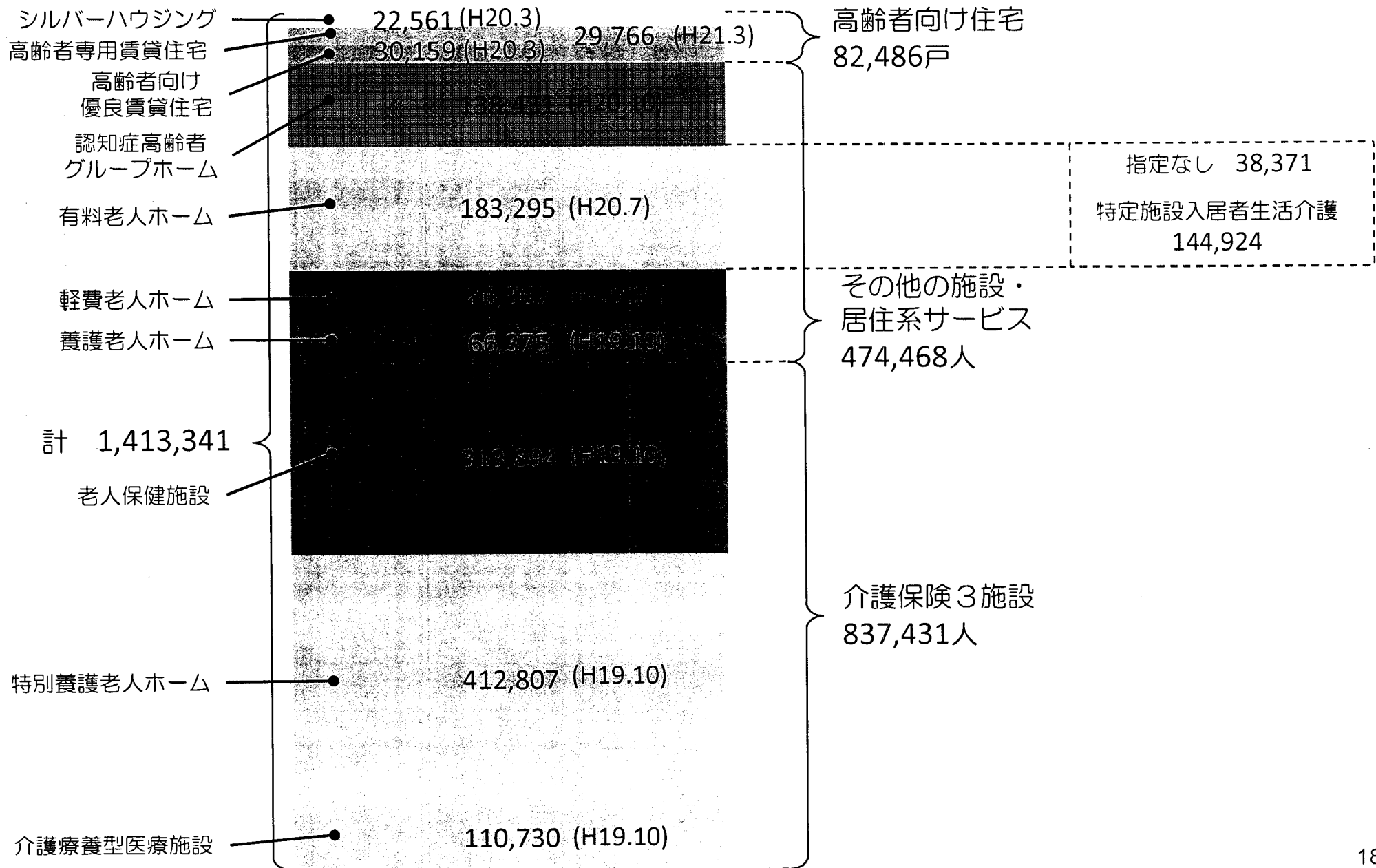


多機能サービスを提供する地域の拠点整備例（長岡市こぶし園）（2）

フルタイム・フルサービス＋住まい＋健康増進・介護予防＋医療



高齢者向けの住宅と施設のストックの現状



介護保険施設等の概要

	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) (注1)	老人保健施設	介護療養型 医療施設	認知症高齢者 グループホーム	特定施設 (有料老人ホーム、 ケアハウス等) (注1)
基本的性格	要介護高齢者のための生活施設	要介護高齢者が在宅復帰を目指すリハビリテーション施設	重医療・要介護高齢者の長期療養施設	認知症高齢者のための共同生活住居	要介護高齢者も含めた高齢者のための生活施設
施設数	6,015	3,500	2,252	9,292	2,617
定員数	422,703	319,052	99,309	132,069 (注2)	97,645 (注2)

(注1) 介護老人福祉施設及び特定施設の施設数及び定員数(利用者数)は、地域密着型施設を除いた数字である。

(注2) 認知症高齢者グループホーム及び特定施設については定員数ではなく利用者数を記載している。

(資料出所) 施設数、定員数(利用者数)については、厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」(平成20年10月1日時点)。

介護保険施設等の主な基準等

	介護療養型 医療施設	老人保健施設	特別養護 老人ホーム	認知症高齢者 グループホーム	特定施設
平均要介護度	4.31	3.27	3.81	2.60	2.65
平均在所日数	427.2日	277.6日	1,465.1日	(データなし)	(データなし)
1人当たり居室面積	6.4㎡以上	8㎡以上	10.65㎡以上	7.43㎡以上	適当な広さ
1部屋の定員数	4人以下	4人以下	4人以下	原則個室	原則個室
主な職員 配置基準	医師	3以上 48:1以上	常勤1以上 100:1以上	必要数 (非常勤可)	
	看護職員	6:1以上	看護・介護 3:1以上 (看護2/7)	看護・介護 3:1以上 入所者100人の 場合、看護3人	看護・介護 3:1以上 利用者100人の 場合、看護3人
	介護職員	6:1以上			
	理学療養士(PT) 作業療法士(OT)	PT及びOTが 適当数	PT又はOTが 100:1以上		
	機能訓練指導員			1以上	1以上
	生活(支援)相談員		100:1以上	常勤1以上 100:1以上	100:1以上 (うち1名常勤)
	介護支援専門員 (計画作成担当者)	常勤1以上 100:1以上	常勤1以上 100:1を標準	常勤1以上 100:1を標準	1以上

- 1 平均要介護度は、厚生労働省「介護給付費実態調査」(平成20年2月審査分)から算出
- 2 平均在所日数については、厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」(平成19年9月中の退所者等について)
- 3 特定施設は、外部サービス利用型特定施設を除く。

特別養護老人ホームの入所申込者の状況

単位:万人

	要介護1～3	要介護4～5	計
全体	24.3 (57.6%)	17.9 (42.4%)	42.1 (100%)
うち在宅の方	13.1 (31.2%)	6.7 (16.0%)	19.9 (47.2%)
うち在宅でない方	11.1 (26.4%)	11.1 (26.4%)	22.3 (52.8%)

※各都道府県で把握している特別養護老人ホームの入所申込者の状況を集計したもの。(平成21年12月集計。調査時点は都道府県によって異なる。)

介護拠点等の緊急整備

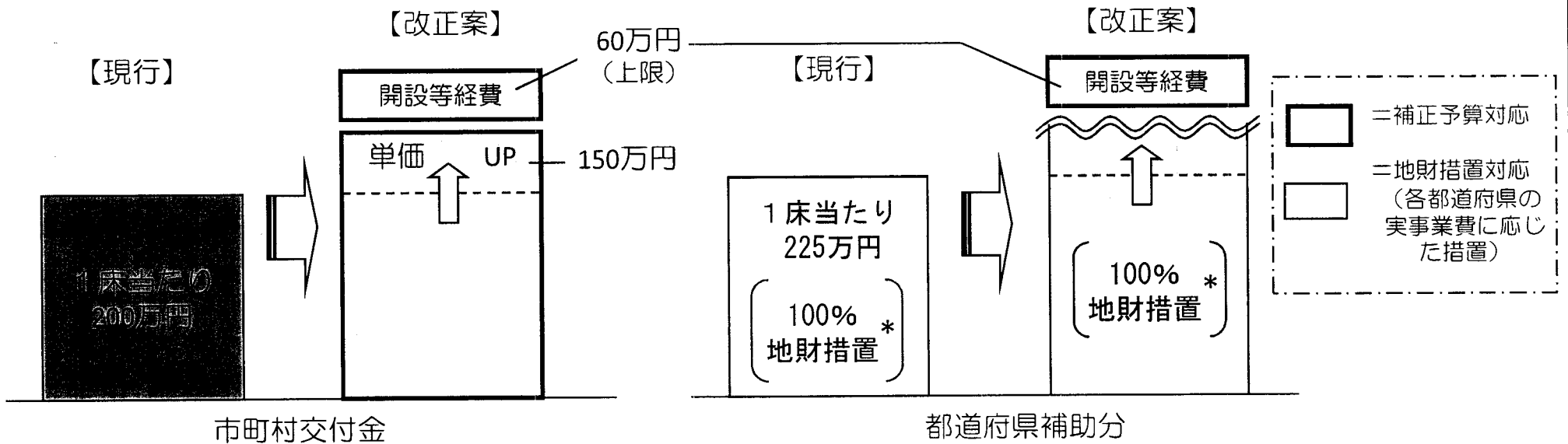
3年間で12万人分整備に4万人分を前倒し、合計16万人分整備

(1) 目的

小規模特別養護老人ホーム(定員29人以下)やグループホームなどの整備に係る市町村交付金の拡充、定員30人以上の施設の整備に係る都道府県補助金に対する地方財政措置の拡充により、地域の介護ニーズに対応する。

(2) 助成のスキーム(特別養護老人ホームの場合)

*:「特別の地方債」の起債対象となり、その元利償還金が100%普通交付税で手当てされる。



(3) 事業規模

合計約3,011億円(3年分)

高齢者の居住の場

○高齢者の8割以上は持家世帯

65歳以上の持家率は85.7%

○高齢者の9割以上は在宅

第1号被保険者2,751万人のうち2,646万人(96%)が在宅

○要介護の高齢者も約8割が在宅

要介護認定者453万人のうち348万人(77%)が在宅介護

	持家	非持家
29歳以下	12.5%	87.5%
30歳代	43.1%	56.9%
40歳代	70.2%	29.8%
50歳代	80.3%	19.7%
60歳代	84.7%	15.3%
70歳以上	86.0%	14.0%
(別掲)65歳以上	85.7%	14.3%

出典：「平成19年 家計調査」(総務省統計局)

第1号被保険者数 2,751万人

要支援・要介護
認定者以外の者
2,298万人(84%)

要支援・要介護認定者
453万人(16%)

施設等
105万人
(4%)

①第1号被保険者数、要支援・要介護認定者数については、平成19年度介護保険事業状況報告より、平成19年度末の数値。
②施設等入所者数については、平成19年介護サービス施設・事業所調査結果の概況より、介護保険3施設の在所者数及び認知症対応型共同生活介護、特定施設入所者生活介護の利用者数の合計。

各国の介護施設・ケア付き高齢者住宅の状況

○ 我が国における、65歳以上人口に占める高齢者住宅等の定員数の割合は、
欧米諸国と比較して少ない。

○ 各国の高齢者の居住状況（定員の比率）（全高齢者における介護施設・高齢者住宅等の定員数の割合）

介護保険3施設等 ※2 (3.5%)	※1 (0.9%)	4.4%		日本 (2005)
<hr/>				
ナースィングホーム、 グループホーム等 (4.2%)	サービスハウス等 (2.3%)	6.5%	※制度上の区分は明確ではなく、 類型間の差異は小さい。	スウェーデン (2005) ※3
<hr/>				
プライエム等 (2.5%)	プライエボーリ・エルダボーリ等 (8.1%)	10.7%		デンマーク (2006) ※4
<hr/>				
ケアホーム (3.7%)	シェルタードハウジング (8.0%)	11.7%		英国 (2001) ※5
<hr/>				
ナースィング・ホーム (4.0%)	アシスト リビング等 (2.2%)	6.2%		米国 (2000) ※6

※1 シルバーハウジング、高齢者向け優良賃貸住宅、有料老人ホーム及び軽費老人ホーム(軽費老人ホームは2004年) ※2 介護保険3施設及びグループホーム

※3 Sweden Socialstyrelsen (スウェーデン社会省) 聞き取り調査時の配布資料 (2006)

※4 Denmark Socialministeriet (デンマーク社会省) 聞き取り調査時の

※5 Elderly Accommodation Counsel (2004) 「the older population」

※6 医療経済研究機構「米国医療関連データ集」(2005)

高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正する法律

改正の概要

基本方針の拡充

- ・国土交通大臣単独での策定から、国土交通大臣と厚生労働大臣が共同で策定
- ・老人ホーム、高齢者居宅生活支援体制等を追加

高齢者居住安定確保計画の策定

- ・高齢者向け賃貸住宅及び老人ホームの供給の目標等を記載した計画を都道府県が策定

高齢者生活支援施設と一体となった高齢者向け優良賃貸住宅の供給の促進

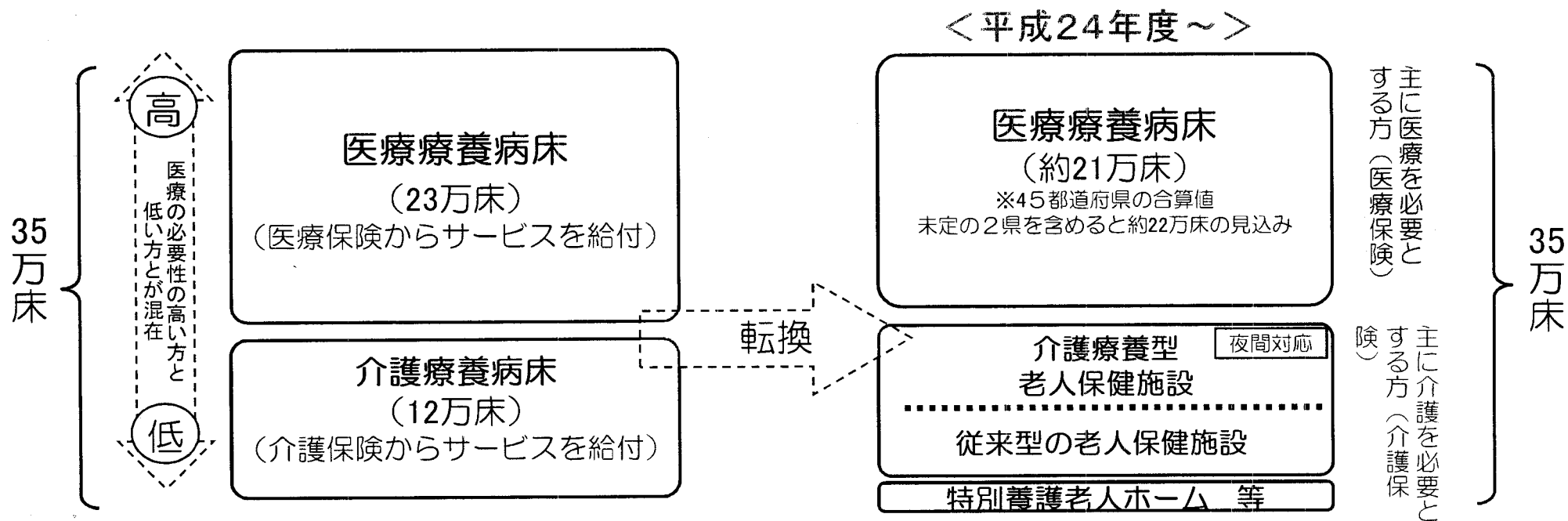
- ・整備・管理の弾力化
- ・高齢者生活支援施設への補助制度の創設
- ・税制優遇措置の拡充

高齢者円滑入居賃貸住宅の制度改善

- ・登録基準の設定
- ・指導監督の強化

療養病床の再編成について

- 平成24年3月31日までに、療養病床を再編成し、医療の必要度に応じた機能分担を推進することにより、利用者の実態に即したサービスの提供を図る。
⇒主に医療が必要な方には医療サービス、主に介護が必要な方には介護サービスを
- 現在の療養病床(医療療養病床、介護療養病床)に入院している患者を退院させず(ベッド数を削減せず)、老人保健施設や特別養護老人ホームなどの介護施設等に転換するもの。
⇒医療・介護トータルを受け皿数は確保
- なお、介護施設等への転換は、医療機関の経営判断による。



(注1)病床数は平成18年10月現在の数値。

(注2)医療療養病床からは回復期リハ病床(約2万床)を除く。

医療療養病床・介護保険施設について

	医療療養 病床	介護療養 病床	介護療養型 老人保健 施設	(従来型の) 老人保健 施設
ベッド数	約26万床	約9万床	約2635床※ ³ (H20.5創設)	約31万床
1人当たり 床面積	6.4㎡以上	6.4㎡以上	8.0㎡以上 (大規模改修までは6.4㎡以上)	8.0㎡以上
平均的な1人当たり 費用額※ ¹ (H21改定後)	約49万円	約41.6万円	約37.2万円※ ²	約31.9万円
人員配置 (100床当たり)	医師 3人 看護職員 20人 介護職員 20人	医師 3人 看護職員 18人 介護職員 18人	医師 1人 看護職員 18人 介護職員 18人	医師 1人 看護職員 10人 介護職員 24人

施設の種類の種類

病院

施設

財源

医療保険

介護保険

※1 多床室 甲地 の基本施設サービス費について、1月を30.4日と仮定し1月当たりの報酬額を算出。

※2 介護職員を4：1で配置したときの加算を含む。

※3 平成22年1月現在 各都道府県より厚生労働省老人保健課へ報告された病床数に基づく。